

平成23年5月13日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社 代表者名 代表取締役社長 渡辺 克信 コード 9405 大証(市場第2部) 本社所在地 大阪市福島区福島-丁目1番30号 間合せ先 総務局長 武 周雄 TEL (06) 6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年6月28日開催予定の第84回定時株主総会において、下記のとおり、 定款の一部変更について付議いたしますので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

平成22年12月3日に公布された放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)は公布後9カ月以内に施行される予定ですが、当該法律が施行されますと、放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送区分が変更となり、放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送は「基幹放送」、それ以外の放送は「一般放送」と定義されます。

そのため、放送法等の一部を改正する法律の施行後、当社が行っているテレビジョン 放送およびラジオ放送は「一般放送」ではなく「基幹放送」に、有線放送は「一般放送」 に該当することとなりますので、現行定款第2条(目的)の変更をお諮りするものであ ります。

なお、本定款の変更につきましては、放送法等の一部を改正する法律の施行を条件として、当該法律が当社第 84 回定時株主総会の開催日までに施行された場合は当該総会の開催日である平成 23 年 6 月 28 日、当該総会の開催日の翌日以降に施行された場合はその施行日を効力発生日とし、付則は、効力発生日をもって削除することといたします。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、下記の事業を営むことを目的と	当会社は、下記の事業を営むことを目的と
する。	する。
1. 放送法および有線放送法による一般放	1. 放送法による基幹放送事業および一般
<u>送事業</u>	放送事業
<省略>	<現行どおり>
<新設>	付則
	本定款の変更は、放送法等の一部を改正す
	ろ法律(平成 22 年法律第 65 号)の施行
	を条件として、当該法律が当社第 84 回定
	時株主総会の開催日までに施行された場
	合は当該総会の開催日である平成 23 年 6
	月 28 日、当該総会の開催日の翌日以降に
	施行された場合はその施行日を効力発生
	日とする。なお、本付則は、効力発生日を
	もって削除する。

以上